

平成20年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成20年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成20年8月7日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第15号 平成21年度使用教科用図書の採択について
 - 6 その他
 - (1) 平成20年度9月補正予算について
 - (2) 平成20年度市川市奨学生応募者からの審査請求について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第15号 平成21年度使用教科用図書の採択について
 - 2 その他
 - (1) 平成20年度9月補正予算について
 - (2) 平成20年度市川市奨学生応募者からの審査請求について
- 5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
学校教育部長	田中 庸恵	学校教育部次長	山崎 繁
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	教育政策課長	青木 一雄
人事福利担当室長	山田 修一	就学支援課長	松本 辰夫
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
地域教育課長	浅岡 裕	青少年育成課長	曾根 洋次郎
公民館センター長	堀切 公雄	中央図書館長	露木 芳輝
考古博物館長	石毛 一成	自然博物館長	西 博孝

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	大嶋	章一
〃	副主幹	谷内	弘美
〃	主 任	堀	優子

○ **五十嵐委員長**

ただいまより、平成20年8月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定に基づき、この定例会の会期は本日1日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行したいと思います。会議録署名委員の指名を行いません。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、委員長、宇田川委員、吉岡委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第15号 平成21年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。なお、本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定により、公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により、討論を行わず公開しないことといたします。本件については、本日の案件がすべて終了してから行いたいと思います。続きまして、その他に入らせていただきます。

(1)平成20年度9月補正予算について説明してください。

○ **教育政策課長**

資料の2ページをご覧ください。ここに示しました9月補正予算の原案は、各課の要望状況です。7月下旬に行われました財政部長ヒアリングや市長・副市長査定による調整の上、予算案として確定しますので、現在ではまだ流動的であるということをご了承いただいで説明させていただきます。それでは、初めに歳入歳出予算の歳入の第14款 支出金 第3項 委託金 第5目 教育費委託金の1,067万3,000円については、千葉県教育委員会から学校評価の充実・改善のための実践研究事業と、小学校における英語活動について指導方法等の確立を図るための事業、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する学校支援地域本部事業の3事業が委託されたことに伴う、それに係る経費を県が負担するものでございます。歳入については、1,067万3,000円、3事業の県の委託を受けて行うものです。続きまして、3ページの歳出になります。第1項 教育総務費 第2目 事務局費 第3目 学校教育指導費を合計しますと558万円になりますが、ただいま歳入でご説明しました県からの委託事業を行うための経費になります。内容としましては、2目の事務局費については、学校運営改善につながる自己評価及び学校関係者評価の効率的な実施の調査研究を行うため、3目の学校教育指導費については、小学校における英語活動の指導内容、教材・教具、学習環境等を研究し、英語活

動の水準を向上させるための報償費、旅費、需用費などであります。続きまして、第2目小学校費第1目学校管理費5,698万9,000円となっておりますが、学校管理費のうち需用費の施設修繕料5,000万円は、財政部長ヒアリングにおいて減額されました。14の使用料及び賃借料は減で2,501万1,000円、工事請負費、改修工事費3,200万円の予算が確定しまして、この合計で、5,698万9,000円の予算要求になります。中学校費の第1目学校管理費のうち需用費3,000万円ですけれども、これも財政部長のヒアリングにおいて減額されてしまいました。現在、使用料及び賃借料は1,044万1,000円の減でございます。中学校費は、1,955万9,000円ですけれども、需用費が減額されましたので、1,044万1,000円になります。第5項 幼稚園費については、施設修繕料はすべて減額されましたので、幼稚園費はゼロとなります。次に、第7項 社会教育費 第1目 社会教育総務費から第9目 青少年育成費まで、合計しますと1,246万5,000円となります。第1目社会教育総務費では、歳入でご説明しました、県から委託された地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する学校支援地域本部事業を行うための経費509万3,000円になります。この学校支援地域本部事業は、学校、家庭、地域が連携協力して、地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、教育力の向上などを図るものとなっております。第4目 図書館費の100万円については、図書館の図書を購入してほしいと寄附があったことから、寄附相当分の図書を購入する需用費です。次に、第7目 林間施設費の249万9,000円は、菅平いちかわ村の給水設備が老朽化して、さびや腐食が進行していることから、新しい給水管を布設する工事請負費となっております。第9目 青少年育成費237万1,000円については、来年の4月に待機児童が発生すると見込まれる保育クラブについて、余裕教室等を活用して待機児童の解消を図るため、今年度中から対応を行う必要があることから、その施設整備に要する需用費、役務費、備品購入費となっております。以上を要求して9月補正が確定いたしましたら、9月定例会で報告させていただきます。以上です。

○ 吉岡委員

各地で大震災があって、特に中国で学校が崩壊したということで、文部科学省も耐震が整っていないところはなるべく早くやるようにという話が出ていたように思うのですけれども、前にも耐震のことで優先順位を決めて、なるべく早く前倒ししてやったほうがいいのではないかという意見が教育委員からもかなり出ておりましたけれども、どうなったのですか。補正のときに入るのかと思っていたものですから、お聞きします。

○ 教育総務部長

耐震改修については、耐震診断を平成15年度にすべて終わらせています。その中で、I s 値という建物の耐震度をあらわす数値が一番安全だと言われているのが、0.3未満から1.0以上ですけれども、今回、耐震改修の対象にな

っているのは0.6未満がすべて補強対象になっています。一番危ないと言われている0.3未満については、学校についてはすべて耐震補強を終えています。今ありました文部科学省からの通知で、前倒しをしてやりなさいというのは、0.3未満が対象になっていまして、補助率についても、0.3未満は3分の2まで補助をしますということだったのですが、市川については、もう既に0.3未満の建物は補強を全部終えていますので、今回の国が示した前倒し及び補助の引き上げには該当する建物がないということでありまして。前倒しについては、当初は平成27年度までに0.6未満の建物まですべて補強する計画でありましたけれど、2年度前倒しをいたしまして、平成25年度までにすべて補強を終わらせるというのが、今の補強の計画になっております。ことしは平田小学校、真間小学校、鶴指小学校の校舎3棟の耐震補強と、体育館を1棟補強する計画になっています。特に学校の場合は、震災の場合の避難場所になりますので、まず体育館を優先にやろうという考えを持っていて、0.6未満の体育館については、すべて来年で終わらせます。ですので、平成21年度には0.6未満のI s値を持った体育館はなくなります。来年は体育館を9棟補強する予定になっています。

○ 吉岡委員

大変よくわかりました。ただ、一般的には、市民はI s値の0.3だとか0.6というのは知らないと思います。仮に0.6だとどのぐらいの震度まで大丈夫なのですか。

○ 教育総務部長

まず、阪神・淡路大震災ぐらいの震度7のものが来た場合には、かなり大きな破壊をされるだろうというのが0.3未満です。倒壊はしないだろうけど、かなりのダメージを受けるというのが、今、市川が重点的に進めようとしている0.3から0.4の間です。それ以上のI s値の建物だとほとんど被害はないのではないかと。壁に亀裂が入るぐらいはあるかもしれませんが、使用ができなくなるほどの被害はないというふうになっています。

○ 吉岡委員

わかりました。0.6が平成21年である程度前倒ししていただいているわけですね。

○ 教育総務部長

来年は0.6未満の体育館を全部終わらせてまいります。

○ 吉岡委員

今の補正で、先ほど委託料として県から来ているのが、計算するとぴったり全部充当させているわけですが、これよりも出てしまう場合は市から持ち出しになるのですか。

○ 教育政策課長

そうです。

○ **吉岡委員**

余った場合はどうなるのですか。

○ **教育政策課長**

精算して県に返還いたします。

○ **五十嵐委員長**

予算とは関係ないのですけれども、学校評価は研究指定校とか委員会をつくって研究を進めますが、学校支援地域本部事業委託金は、ここに講師の謝礼とか報償金とかいろいろあるのですが、そういうプロジェクトをつくることになっていましたか。

○ **地域教育課長**

学校支援本部事業でございますので、本来、各小中学校区のそれぞれに学校支援本部をつくるべきところでございますが、市川市の場合は、本年度で6年目を迎えましたコミュニティサポート事業がございます。コミュニティサポート事業というのは、コミュニティサポート事業をそれぞれの小中学校区で運営する上でそれぞれ組織をつくっております。ですから、そのコミュニティサポート事業のそれぞれの小学校区、中学校区の組織を使ってこの学校支援本部事業を請け負うというようなスタンスでございます。ですから、本来ならば、この事業を受けましたら組織づくりから始めなければいけないのですけれども、市川市の場合は先進的なコミュニティサポート事業で組織ができておりますので、その既存の組織を生かして、今回のこの委託事業に乗って事業を推進していこうと考えております。

○ **五十嵐委員長**

いいアイデアですね。ありがとうございました。

○ **宇田川委員**

報償費の中に報償金とか講師謝礼金が入っているのですけれども、報償金というのはどういう性格か、教えていただけますでしょうか。

○ **地域教育課長**

報償費の中に報償金と講師謝礼金がございます。具体例を二、三挙げてご説明させていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、お話をさせていただきます。まず、報償金でございますが、今回の学校支援本部事業というのは、地域と学校を結ぶ地域コーディネーター的な役割をする、学校でいうと教頭が窓口になっておりますけれども、そういうコーディネーターを育成して学校と地域の活性化を促すということで、今申しましたコーディネーター的な役割の方にお支払いするものを報償金ということで理解しております。講師謝礼金については、例えば各学校において子どもの健全育成に関する講習会とか、避難訓練を行いまして、その後、安全意識を高揚するために講師を招いて安全についてお話をいただくこうというときに、お礼として支払われるものを講師謝礼金として区分をして、今回計上させていただいたところで

ございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。それでは、次に移らせていただきます。(2)平成20年度市川市奨学生応募者からの審査請求について説明してください。

○ **就学支援課長**

資料は5ページになります。本市における奨学金の制度は、昭和44年に創設されたものでございまして、支給する金額は、公立高等学校が月額8,000円、私立高等学校が月額1万3,000円でございます。ここ10年間の予算額は、年間1,500万円となっております。公立、私立の決定者数の割合にもよるのですけれども、多い年は150名程度、少ない年は120名程度となっております。基本的な支給の要件でございしますが、学力、人物ともに優良であって、かつ経済的理由で就学が困難な者となっております。学力については、5段階評価で3.0以上が基準内。つまり平均以上ということです。家計力では、家族構成にもよるのですけれども、4人世帯で年収に換算しますと660万円程度が基準内という形になります。毎年、奨学生選考委員会を開催しまして、奨学生の選考をしていただいております。選考委員の方は8名おりまして、市の職員は入っておりません。学校関係者、PTA関係者、民生・児童委員、学識経験者から構成されております。例年、選考の方法としては、学力、家計力の両方の基準を満たしている者の中で選考をいたします。基準内の者だけでは予算に残額が出る場合は、追加募集をしております。また、予算残額が少額の場合、過去には基準外の者でも選考している場合もございます。しかし、平成15年度以降は基準内の選考がずっと続いておりまして、追加募集はありません。本年度もこの基準内だけで予算額をオーバーしてございましたので、今回は基準外の者は1名も選考されておられません。この制度が創設されてから大体40年近くになるのですけれども、長い歴史の中で、ことし初めて保護者より審査請求がありました。つまり、自分の子どもが奨学資金を支給されないのはどうしてなのかということです。審査庁は市長となりまして、処分庁は教育委員会となります。本件は、学力が基準外で選考されなかったものです。担当部署は法務課になるのですが、申し立ての趣旨、理由が一部不備であるということから、市長は補正命令書を送付したのですけれども、期日内に提出がなかったということで、この審査請求は却下されました。また、7月になりまして、別件でもう1件審査請求が出てきております。これは、校長が強く推薦しているのですけれども、学力が基準外となっているケースです。このケースも、今、補正命令を市長が出しておりますけれども、これも追って報告させていただきます。以上です。

○ **宇田川委員**

もう1件出ているというのは、何か関連があるのですか。

- **就学支援課長**
つながりはないと思います。たまたま別件で2件出たと思われま
- **吉岡委員**
1年目の初めは学力が足りていて、次の年の途中で学力が足りなくなったケースが、この中になかったのかどうかということと、この方々は新しく申請した方ですか。
- **就学支援課長**
1年生ですから、この方々は中学校から初めて高校にという新規です。
- **吉岡委員**
1年ごとに審査するのですか。
- **就学支援課長**
1年ごとです。ですから、来年度も募集しますが、この方たちは今度は2年生になり申請するということです。
- **吉岡委員**
そのときにまた審査があるのですか。
- **就学支援課長**
はい。
- **吉岡委員**
学力が基準以下だったらどうなるのですか。
- **就学支援課長**
基準外になってしまいます。
- **吉岡委員**
そのことに関して、問題は起こらないのですか。
- **就学支援課長**
審査請求は、ことし初めてです。
- **吉岡委員**
この奨学金以外で補助を受ける手段はあるのですか。
- **就学支援課長**
少し緩やかな貸付制度が県にあります。奨学資金は、市川市の場合は支給ですから返済はないのですけれども、ほかの市では返済があるところも、貸し付けというところもあります。
- **吉岡委員**
困窮で学校に行けないという場合が起こり得るので、そういう人たちの救い道が、貸し付けであるのであれば、多少学力を入れてもいいのかなと思うのですが、そういうのがもしなかったら、公の市の場合は、学力でももう少しちょっと緩やかにして、困窮度を優先したほうがいいのか。これは私の意見です。優秀な人に払うということに余りシフトするのはどうかと思います。

○ **井関委員**

学校に行きたいけれども、低所得家庭であって、どうしても行けない者に対するセフティ・ネットみたいなものがあるかどうかです。そういうものがほかで考えられていれば、奨学金とはまた別の話ということになるかもしれません。

○ **教育次長**

県立高校ですと授業料の減免がありますので、申請すると授業料については支払う必要はなくなります。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。議案第15号につきましては、会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席することとなります。教育次長、各部の部長、次長及び指導課長、教育政策課長以外は退席してください。それでは、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

○ **五十嵐委員長**

それでは、議事を再開いたします。議案第15号 平成21年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ **指導課長**

資料は1ページになります。提案理由としましては、公立学校の教科用図書の採択権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にございます。したがって、平成21年度に使用する小中学校の教科用図書及び特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、採択する必要がございます。なお、児童生徒が使用する教科書については、市川市、浦安市の2市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書を採択することとなっております。本日までに、両市による採択協議会が7月1日、7月28日と2回開催され、本市からは西垣教育長、五十嵐教育委員長、木村校長会連絡協議会会長、赤石須和田の丘支援学校長、佐藤PTA連絡協議会会長と私の6名が協議会委員として出席いたしました。採択にかかわる具体的な協議内容でございますが、1つ目としまして、平成21年度に小中学校で使用する教科用図書については、平成20年度と同一の教科用図書を選定すること、2つ目として、平成21年度に小中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する学校教育法附則第9条の定めによる一般図書を選定することの2点でございました。本年度の実質的な協議は、学校教育法附則第9条の定めによる一般図書の選定について行いました。この附則第9条の定めによる一般図書については、7月28日の第2回採択地区協議会において、両市計3名の研究調査員から調査結果の報告を受けた後、選定について慎重に協議いたしました。その選定結果については、お手元に配付いたしました資料のとおり

でございますので、これにより議決いただきたく提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。新たに本が18冊入っています。お手元にもお配りしましたものは、子どもたちの実態に応じて使う本ですけれども、童謡の歌の絵本とか、音も前のものよりかなりよくなっております。五味太郎さんの本は、発想豊かな形で子どもたちが使える本になっています。

○ **井関委員**

それは、何年生向けですか。

○ **指導課長**

これは特別支援学校とか特別支援学級の子どもたちが使うものになります。

○ **五十嵐委員長**

実態によって、小中どちらでも義務教育の中で使うのですね。絵本でも構わないというのが特別支援のものです。

○ **指導課長**

先ほど述べましたように、小中学校で使う教科書につきましては、今回は採択変えはしないで、そのまま採択を行うということですので、今までのをそのまま使用するということになっております。

○ **吉岡委員**

一番始めにどこを選ぶのでしょうか。

○ **指導課長**

文部科学省が選んで、県の調査員が教科書について内容ですとか組織配列とかの基本観点にたって調査・研究をして、それが葛南西部採択地区においてきています。それを浦安と市川の3名の専門調査員が、教科書について調査・研究とその調査結果を報告し、協議会の中での検討となります。一般の教科書の場合、教科書会社が大変いので、教科書を選ぶために教育委員の方々に内容を知っていただくという会を設けたわけですけれども、今回は附則9条本の選定ですので、教育委員会の席で説明させていただいたものです。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、これもちまして平成20年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時12分閉会)